

食品安全情報（化学物質） No. 11/ 2011 (2011. 06. 01)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 第 64 回世界保健総会が多数の決議を採択して閉会

[【FAO】](#)

1. バイオエネルギーの良い点と悪い点を計る新しいツール

[【EC】](#)

1. ヨーロッパ対がん週間：がん予防のために共同誓約
2. 第 4 回ナノテクノロジーの安全性に関する会合
3. 食品用香料 燻製香料
4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 食品中アルミニウムの生物学的利用度に関する新しい研究の評価についての EFSA の声明
2. EFSA は GM 植物の食品と飼料評価のための更新ガイドラインを発表
3. 「低脂肪および低トランス脂肪、不飽和脂肪とオメガ 3 脂肪が多いファットスプレッド」と LDL コレステロール濃度低下に関する健康強調表示の立証についての科学的意見
4. EFSA はアスパルテームの完全リスク評価を行う
5. 飼料添加物に関する科学的意見等
6. 香料グループ評価

[【FSA】](#)

1. 「グルテンフリー」ガイド発行
2. 食品事故報告書発表

[【DEFRA】](#)

1. 原産地表示の調査発表

[【CRD】](#)

1. 食品中残留農薬に関する専門委員会(PRiF)：企業への残留農薬情報提供要請
2. 英国残留農薬委員会の残留農薬モニタリング：最新データ

[【BfR】](#)

1. 独英共同政策方針書：ヒト健康への脅威の可能性に関する内分泌攪乱物質の規制上の定義

[【RIVM】](#)

1. 砂地の最上部地下水の硝酸濃度と農業政策の影響：1992～2009 年の減少の可視化
2. 地方公衆衛生サービス向け環境健康ガイドライン：室内環境の水銀と健康

[【EVIRA】](#)

1. EU Fish II -バルト海の重要な汚染物質

[【FDA】](#)

1. FDA は早産児に SimplyThick を与えないよう警告
2. Globe All Wellness 社は表示されていない医薬品成分を含むダイエタリーサプリメントを自主回収
3. FDA は執行や法令遵守活動をオンラインで情報開示
4. 限定的健康強調表示：100%乳清タンパク質部分加水分解乳児用ミルクとアトピー性皮膚炎リスク削減

【CDC】

1. 10の偉大なる公衆衛生上の成果 米国 2001～2010年

【USDA】

1. USDA/AIAの2010/2011冬のミツバチ消失調査報告書

【FTC】

1. FTCは「無料お試し」で消費者を欺くオンライン販売業者を告発

【US GAO】

1. 水産食品の安全性：FDAは輸入水産食品の監視を強化し限られたリソースをより効果的に活用する必要がある

【NYC DOHMH】

1. 医師向け健康助言 第7号：ある種のアーユルベータ医薬品に関連する鉛中毒

【CA OEHHA】

1. サンフランシスコ湾の魚介類の摂取のためのガイド

【CFIA】

1. 穀物ベースの製品の製造業者と輸入業者向けアレルギー表示情報

2. カナダ政府は貝毒に対するより迅速な新規試験法を採用

3. 台湾食品及び飲料のDEHP混入について

【FSANZ】

1. 血中Cry1Abタンパク質とGM食品を関連づける研究についてのFSANZの対応

2. 食品基準通知

【APVMA】

1. どのような科学的研究が規制対応を促すのか？

【香港政府ニュース】

1. 肉4検体が安全性検査に不合格

2. ちまきは安全性検査に合格

3. 台湾食品及び飲料のDEHP混入について

4. 魚から微量のI-131が検出された

【KFDA】

1. 日本原子力発電所関連食品医薬品安全庁対応及び管理動向

2. 海外インターネット販売の性機能改善製品に注意喚起

3. 流通食品のベンゾピレンは安全な水準 汚染物質課

4. 農産物の重金属について安全管理を強化する

【AVA】

1. AVAは台湾産「サンライトブランド」の飲料の輸入を一時停止

【HSA】

1. HSAは「メタボリックアドバンテージ」に規制対象物質の甲状腺と甲状腺ホルモンを発見

【FSSAI】

1. Btナスの一部放出は「汚染し認可される」：専門家

【その他】

・(米国小児科学会) 臨床報告 子どもや青少年にスポーツドリンクやエネルギードリンクを与えることは適切か？

1. 第 64 回世界保健総会が多数の決議を採択して閉会

Sixty-fourth World Health Assembly closes after passing multiple resolutions

24 May 2011

http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2011/world_health_assembly_20110524/en/index.html

第 64 回世界保健総会において、28 の決議 (resolution) と 3 の決定 (decision) を採択した。

インフルエンザ、WHO 改革、非伝染性疾患、ミレニアム開発目標、HIV 対策、パレスチナ占領地域の健康状態、天然痘ウイルスのストックの破棄、ギニア虫症やポリオの根絶、医薬品へのアクセス改善、気候変動にともなう健康保護、コレラ対策、安全な水と衛生、化学物質や廃棄物からの公衆衛生保護など。

●国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations)

<http://www.fao.org/>

1. バイオエネルギーの良い点と悪い点を計る新しいツール

New tool for weighing pros and cons of bioenergy

17 May 2011

<http://www.fao.org/news/story/jp/item/74708/icode/>

FAO は政策立案者に対し、落とし穴に落ちることなくエネルギー産生作物の栽培がもたらすベネフィットの可能性や食糧安全の影響を評価するための方法論を提供した。バイオエネルギー生産への関心が継続的に高まっていることから、FAO はこの新しい方法「Bioenergy and Food Security (BEFS) Analytical Framework」の利用を推進する。

ペルー、タンザニア、タイでの野外試験を経て、一連の段階的評価からなる枠組みを作成した。バイオエネルギーへの関心が高まる一方で、そのネガティブな影響について懸念が生じている。バイオエネルギーによる食糧の減少や食品価格の上昇、バイオエネルギー産生作物の栽培のための森林伐採、その土地に住む人々への影響などが懸念されている。バイオエネルギーの利用にはリスクとベネフィットの注意深い検討が重要で、必ずしも万能ではなく状況によっては有害である。

* Bioenergy and Food Security (BEFS) Analytical Framework

<http://www.fao.org/docrep/013/i1968e/i1968e00.htm>

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. ヨーロッパ対がん週間：がん予防のために共同誓約

European Week Against Cancer: A joint commitment to prevent cancer

25 May 2011

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/11/639&format=HTML&aged=0&language=EN>

EU では毎年 250 万人ががんと診断され、死因の 2 位（男性の 29%、女性の 23%）である。この数値は加齢に伴い増加すると予想される。しかしがんの約 1/3 は健康的ライフスタイルにより予防できると推定されている。今年の対がん週間（European Week Against Cancer）では、テーマとして健康的ライフスタイルを強調する。がんリスクになるライフスタイルとして、過剰飲酒、喫煙、運動不足、不適切な栄養があげられ、これらへの対策を強化する。

2. 第 4 回ナノテクノロジーの安全性に関する会合

4th annual nanotechnology Safety for Success Dialogue Workshop, 29-30 March 2011

Released 20 May 2011

http://ec.europa.eu/health/nanotechnology/events/ev_20110329_presentations_en.htm

2011 年 3 月 29～30 日、ベルギーのブリュッセルにおいて、ナノテクノロジーの安全性に関する第 4 回会合が開催された。人工ナノマテリアルの検出、各国の取り組み、リスク評価などが議論された。本ウェブサイトには、会合のプレゼン資料が pdf ファイルで掲載されている。

3. 食品用香料 燻製香料

Food Flavouring-Smoke Flavouring

http://ec.europa.eu/food/food/chemicalsafety/flavouring/smokeflavouring_en.htm

EU で使用される食品用の燻製香料については、欧州議会及び理事会規則(EC) 2065/2003 で定められている。今回、燻製香料のリストが更新された。

4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2011 年第 20 週～第 21 週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）
警報通知 (Alert Notifications)

フランス産イガイの下痢性貝毒、ドイツ産大麦モルトのニトロソアミン (25 μ g/kg)、ギリシャ産乾燥イチジクのオクラトキシン (45 μ g/kg)、カナダ産食品サプリメントのシネフリン、中国産食品サプリメントのシルデナフィル (100 mg/個)、中国産食品サプリメントのタダラフィル (35、23 mg/個) など。

注意喚起情報 (information for attention)

ポーランド産装飾コップからのカドミウムの溶出 (0.39~11 mg/個)、ギリシャ産水ダコのカドミウム (0.318 mg/kg)、モロッコ産オイルサーディンのカドミウム (0.171 mg/kg)、モロッコ産オリーブ油漬けサーディンのヒスタミン (295、398、1,016 mg/kg)、中国産グラスの縁からのカドミウム (1.744 mg/個) 及び鉛 (19.36 mg/個) の溶出、ペルー産マンゴ어의モルホリン (2.3 mg/kg)、ギリシャ産ハウレンソウのアクリナトリン (1.05 mg/kg)、モルジブ産チルドキハダマグロのヒスタミン (480 mg/kg)、タイ産缶詰油漬けサバのヒスタミン (99.3~379 mg/kg)、タイ産ミズオジギソウのおメトエート (0.21 mg/kg)、中国産ハチミツのメトロニダゾール (0.2 μ g/kg)、日本産養殖ブリの一酸化炭素処理 (3.0 mg/kg)、産地不明食品サプリメントのシルデナフィル (84 mg/個) とタダラフィル (12 mg/個) など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

中国原料ノルウェー産松の実によるパインマウス症候群、米国産サプリメントの未承認新規食品イカリソウ、産地不明メラミンボウルからのホルムアルデヒドの溶出 (118 mg/kg)、ノルウェー産ノコギリヤシ含有サプリメントの未承認販売、スロバキア産メラミンフライ返しからのホルムアルデヒドの溶出 (36 mg/kg)、米国産食品サプリメントのイデベノンとビンポセチンとビンカミンとビンプルニン、オランダ原料ベルギー産松の実のパインマウス症候群、米国産マルチビタミンサプリメントのバナジウムとスズとニッケル、米国産濃縮オレンジジュースの硫酸バナジウム、中国産砂糖漬けナシの高濃度亜硫酸 (370 mg/kg) など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産ペッパーのプロシミドン (0.067、0.060、0.037、0.053、0.033 mg/kg)、ベトナム産冷凍パンガシウス切り身のクロルピリホス (122、204、144 μ g/kg) 及びトリフルラリン (3.5、4.6、6.3 μ g/kg)、タイ産キャビアのカドミウム (0.495 mg/kg)、中国産麺のアルミニウム (16<=>25、30、23、16、29 mg/kg)、タイ産フレッシュコリアンダーのエチオン (0.3025 mg/kg)、トルコ産生鮮ペッパーのテトラジホン (0.031、0.035、0.029、0.076、0.019 mg/kg)、中国産ステンレススチールナイフからのクロムの溶出 (0.6 mg/kg)、インド産オクラのジアフェンチウロン (0.07 mg/kg)、トルコ産生鮮ペッパーのプロシミドン (0.033 mg/kg) 及びテトラジホン (0.052 mg/kg)、トルコ産生鮮ペッパーのクロフェンテジン (0.044、0.13 mg/kg)、トルコ産生鮮ペッパーのメソミル (0.025 mg/kg) 及びカルベンダジム (0.29 mg/kg)、インド産冷凍皮むき海老のクロラムフェニコール (0.11 μ g/kg)、中国産ステンレススチール油さしからのニッケルの溶出 (0.2 mg/kg)、トルコ産チルドペッパーのホルメタネート (0.13、0.11、0.18 mg/kg)、トルコ産チルドペッパーのホルメタ

ネート (0.14 mg/kg)、米国産醤油の 3-MCPD (0.30 mg/kg)、トルコ産ペッパーのメソミル (0.24 mg/kg)、インド産オクラのメタミドホス (0.01 mg/kg) とモノクロトホス (0.01 mg/kg) とアセフェート (0.06 mg/kg)、ロシア産シリアルのアルミニウム (22.5、37.5 mg/kg)、トルコ産ペッパーのクロフェンテジン (0.066 mg/kg)、トルコ産ペッパーのオキサミル (0.527 mg/kg) など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 食品中アルミニウムの生物学的利用度に関する新しい研究の評価についての EFSA の声明

Statement of EFSA on the Evaluation of a new study related to the bioavailability of aluminium in food

EFSA Journal 2011;9(5):2157 [16 pp.] 17 May 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2157.htm>

EFSA は、ラットにおける各種アルミニウム化合物の生物学的利用能に関する新しい研究の評価を依頼された。内容は、このデータが、AFC パネル (食品添加物・香料・加工助剤及び食品と接触する物質に関する科学パネル) による 2008 年の安全性評価^{注 1}の見直しにつながるかである。この研究では、この研究では、経口摂取したアルミニウムの生物学的利用度を、²⁶Al で標識したクエン酸アルミニウムを静脈注射した 7 日後に、屠体に残された放射能の加速器質量分析 (AMS) で測定した画分の比で調べた。食品添加物を含む 12 の異なるアルミニウム含有化合物の経口での生物学的利用能は 0.02 から 0.21% で、先に報告された生物学利用能との差は全体として 10 倍の範囲内であった。ナトリウムアルミニウムリン酸 2 種 (酸性 SALP および塩基性 SALP) 及び金属アルミニウムについては、測定値は AMS による検出限界以下であった。EFSA は、この研究は 2008 年の安全性評価の結論を変更するような新しい情報はもたらさないと結論した。

*注 1 : 食品安全情報 2008 年 15 号より

(EFSA) EFSA は食品中のアルミニウムの安全性について助言

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2008/foodinfo200815.pdf>

AFC パネルは、すべての食品由来アルミニウムの安全性について評価し、TWI (耐容週間摂取量) を 1 mg/kg bw/週と設定した。この評価の際、AFC パネルは、「ヒトや実験動物におけるアルミニウムイオンの経口での生物学的利用能は、飲料水の場合 0.3%程度と推定されるが、食品や飲料ではそれより低く約 0.1%と考えられている。しかしながら、経口での食品からのアルミ吸収率は、化学型により少なくとも 10 倍の差がある可能性がある」と指摘していた。

2. EFSA は GM 植物の食品と飼料評価のための更新ガイドラインを発表

EFSA launches updated guidance for food and feed risk assessment of GM plants

24 May 2011

http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/110524.htm?WT.mc_id=EFSAHL01&emt=1

EFSA は、GM 植物の食品と飼料評価のための先のガイドラインの更新版を公表した。これは最新の科学的知見をもとに拡充したもので、GM 植物のリスク評価における従来作物との比較について、さらに新しい統計的手法を取り入れた更新である。

*更新ガイドライン：

Guidance for risk assessment of food and feed from genetically modified plants

EFSA Journal 2011; 9(5): 2150 [37 pp.].

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2150.htm>

Guidance on selection of comparators for the risk assessment of genetically modified plants and derived food and feed

EFSA Journal 2011; 9(5):2149 [21 pp.].

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2149.htm>

3. 「低脂肪および低トランス脂肪、不飽和脂肪とオメガ 3 脂肪が多いファットスプレッド」と LDL コレステロール濃度低下に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to “low fat and low trans spreadable fat rich in unsaturated and omega-3 fatty acids” and reduction of LDL-cholesterol concentrations pursuant to Article 14 of Regulation (EC) No 1924/2006
EFSA Journal 2011;9(5):2168 [13 pp.].

25 May 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2168.htm>

NDA パネル（食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル）は、「低脂肪および低トランス脂肪、不飽和脂肪とオメガ 3 脂肪が多いファットスプレッド」と LDL コレステロール濃度低下に関する健康強調表示の立証についての科学的意見を要請された。

健康強調表示の科学的根拠を反映するには、「飽和脂肪を食べることは血中コレステロール濃度を増加させ、単価及び/または多価不飽和脂肪酸を飽和脂肪の代わりに食べることは血中コレステロール濃度を下げることが知られている。血中コレステロール濃度を下げるとは冠動脈心疾患リスクを削減するかもしれない」という表現になる。製品にこの表示をするには、相当量の飽和脂肪酸を単価及び/または多価不飽和脂肪酸に置換する必要があると結論した。

4. EFSA はアスパルテームの完全リスク評価を行う

EFSA to conduct a full risk assessment of aspartame

26 May 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/ans110526.htm>

EFSA は設立以来アスパルテームの安全性について欧州委員会に 4 回の助言を行ってきた。いずれも SCF (Scientific Committee on Food) の先の結論を再検討する必要があるかを検討したものである。

2011 年 5 月、欧州委員会は 2012 年までにアスパルテームの完全なリスク再評価 (full re-evaluation) を行うよう EFSA に要請した。以前の計画としては、EFSA の全ての添加物の系統的再評価の一環として 2020 年までに完了する予定であった。EFSA はこの要請を受け容れる方針である。

5. 飼料添加物に関する科学的意見等

・産卵用に育てられている鶏、交配用七面鳥、その他マイナー鳥類や観賞用鳥の飼料添加物としての Natugrain® TS (エンド-1,4-βキシラナーゼ及びエンド-1,4-βグルカナーゼ)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Natugrain® TS (endo-1,4-beta-xylanase and endo-1,4-beta-glucanase) as a feed additive for chickens reared for laying, turkeys for breeding purposes, turkeys reared for breeding, other minor avian species (other than ducks) and ornamental birds

EFSA Journal 2011;9(5):2172 [10 pp.] 24 May 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2172.htm>

FEEDAP パネル (飼料添加物に関する科学パネル) は、産卵用に育てられている鶏、交配用七面鳥、その他マイナー鳥類や観賞用鳥の飼料添加物としての Natugrain® TS (エンド-1,4-βキシラナーゼ及びエンド-1,4-βグルカナーゼ)の安全性と有効性に関する科学的意見を要請された。

既に肥育用鶏や産卵鶏、肥育用七面鳥について安全性は確立しており、安全性マージンも大きいと、先の結果が拡大適用できる。有効性についても、作用メカニズムが同じであると推定されるため同様である。

・全ての動物種用の飼料添加物としてのビタミン B₆ (塩酸ピリドキシン) の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of vitamin B₆ (pyridoxine hydrochloride) as a feed additive for all animal species

EFSA Journal 2011;9(5):2171 [16 pp.] 26 May 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2171.htm>

FEEDAP パネルは、全ての動物種用の飼料添加物としてのビタミン B₆(塩酸ピリドキシン)の安全性と有効性に関する科学的意見を要請された。

パネルの結論によると、動物、消費者及び環境に安全上の懸念はない。飛散性があるが、

吸入毒性試験はない。動物での使用歴は長く、塩酸ピリドキシンは有効なビタミン B₆ 源であるとみなされている。

・ **コクシジウム抑制剤とヒストモナス抑制剤の申請書作成ガイド**

Guidance for the preparation of dossiers for coccidiostats and histomonostats

EFSA Journal 2011;9(5):2174 [12 pp.] 24 May 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2174.htm>

・ **技術的ガイド：標的動物での耐容性と有効性試験**

Technical guidance: Tolerance and efficacy studies in target animals

EFSA Journal 2011;9(5):2175 [15 pp.] 23 May 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2175.htm>

6. 香料グループ評価

・ **香料グループ評価 310 (FGE.310):化学グループ 30 のレバウジオシド A**

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 310 (FGE.310): Rebaudioside A from chemical group 30

EFSA Journal 2011; 9(5):2181 [37 pp.] 25 May 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2181.htm>

AFC パネル（食品と接触する物質・酵素・香料及び加工助剤に関する科学パネル）は、ステビオール配糖体であるレバウジオシド A について検討した。遺伝毒性はない。ステビオール配糖体については、ヒトの研究を含む包括的かつ十分な毒性データが存在する。パネルは、レバウジオシド A の評価を先に設定した ADI 4 mg/kg 体重（ステビオールとして）との比較をもとに行い、香料としての推定摂取量では安全上の懸念はないと結論した。

●英国 食品基準庁（FSA : Food Standards Agency） <http://www.food.gov.uk/>

1. 「グルテンフリー」ガイド発行

'Gluten-free' guide published

Monday 16 May 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/may/glutenfree>

FSA は全国セリアック病啓発週間と時期を合わせて、来年規則が変更される「グルテンフリー」表示について事業者向けのファクトシートを発表した。主な変更点は、「グルテンフリー」表示ができるのはグルテン含量が 20 ppm 以下である場合のみという点である。これまで「グルテンフリー」表示に法的基準はなかったため、様々なグルテン含量の製品が

存在している。

*ファクトシート : Claims about gluten in food:a guide for caterers
<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/publication/gluten0511.pdf>

2. 食品事故報告書発表

Incidents report published

Tuesday 24 May 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/may/report>

FSA は 2010 年食品事故報告書を発表した。

2010 年は 1,505 件の食品事故を取り扱った。2009 年に比べて 300 件以上増加し、内容はメタノールを含む違法酒詐欺の調査、スプラウトのサルモネラアウトブレイク、ホタテの記憶喪失性貝毒などであった。また事故内容の内訳は、環境汚染物質が 23%、微生物が 18%、天然化学物質汚染が 15%、農場での事故が 8%であった。

FSA は常に仕事の改善を試み、2010 年には警告システムを改善した。また製品のリコール及び販売中止を 70 製品について通知し、そのうち 34 製品はアレルギー警告であった。

*報告書 : Annual Report of Incidents 2010

<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/publication/annualreportofincidents2010.pdf>

FSA の食品事故 (incident) の定義は、「入手可能な情報にもとづき、食品の安全性または品質に脅威を与える懸念があり、消費者の利益を保護するために介入が必要となる事象」であり、広義で次の 2 つのカテゴリーに分類される。

- ・ 加工、流通、小売および提供のチェーンにおける食品または動物飼料の汚染に関連するインシデント。これらのインシデントでは食品の販売中止、場合によっては回収などの措置が取られ、消費者に当該食品を喫食しないよう警告が出される。
- ・ 火災、化学物質・油の流出、放射能漏れなどの環境汚染事故。これらには自主的措置または法的措置 (Food and Environment Protection Act 1985 にもとづく規定など) が取られる。

● 英国環境・食料・農村地域省 (DEFRA : Department for Environment, Food and Rural Affairs) <http://www.defra.gov.uk/>

1. 原産地表示の調査発表

Research into country of origin labelling announced

26 May 2011

<http://www.defra.gov.uk/news/2011/05/26/origin-labelling/>

2010年11月22日、消費者に明確で正確な情報を提供するために、原産地表示の基本原則「Principles on Country of Origin Information」が発表された。今回の評価は、この原則の理解を評価することを主な目的としている。

調査では、2011年4月に国内の主要小売店で販売された500以上の肉及び乳製品の表示を調べた。肉及び乳製品の多くは、原料の由来や生産地などを表示していた。

* National Country of Origin Labelling Evaluation

http://randd.defra.gov.uk/Document.aspx?Document=FO0433_10224_FRP.pdf

例えば、ハムの表示として、原料の動物の出生地、飼育地、ハムの加工場所など、表示内容の調査を実施している。基本原則によると、肉の場合は“British”と表示できるのは英国（UK）で生まれて飼育された動物のみであり、液状ミルク及び生クリームの表示は原料乳の産地を表示する。

● 英国 CRD (Chemicals Regulation Directorate) <http://www.pesticides.gov.uk/>

1. 食品中残留農薬に関する専門委員会(PriF) : 企業への残留農薬情報提供要請

Annual Request to Industry for Residues Monitoring Information

19 May 2011

<http://www.pesticides.gov.uk/prc.asp?id=2992>

食品中残留農薬に関する専門委員会 (PriF) 及び動物用医薬品委員会 (VRC) は、食品の製造や販売に関わる企業に対して、残留農薬や動物用医薬品のデータの提供を求める。

2. 英国残留農薬委員会の残留農薬モニタリング : 最新データ

Rolling Reporting: Latest Results

Published 19 May

<http://www.pesticides.gov.uk/prc.asp?id=2870>

ブドウの残留農薬モニタリング結果。

南アフリカ産のブドウでエテホンの ARfD 超過があった。残留濃度は最大残留基準 (MRL) も超過していた。RASFF に通知している。

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 独英共同政策方針書

ヒト健康への脅威の可能性に関する内分泌攪乱物質の規制上の定義

JOINT DE – UK POSITION PAPER

REGULATORY DEFINITION OF AN ENDOCRINE DISRUPTER IN RELATION TO POTENTIAL THREAT TO HUMAN HEALTH

http://www.bfr.bund.de/cm/343/regulatory_definition_of_an_endocrine_disrupter_in_relation_to_potential_threat_to_human_health.pdf

農薬の認可や REACH などの規制上問題となる「内分泌攪乱物質 (ED)」の定義について記載している。本書では、ヒト健康影響に絞られている (環境影響は扱わない)。

ED の定義は「内分泌系機能に影響して無傷の生物や子孫または (亜) 集団に有害影響を与える外来物質または混合物」であり、この定義に沿うためには以下の基準を満たすことが必要である。

- ヒト暴露にあてはまる投与経路での 1 つ以上の許容できる質の毒性試験で有害影響がみられる。
- 内分泌攪乱と有害影響に作用メカニズムの関連がある。
- 実験動物で観察された影響がヒトにもあてはまると判断できる。
- “特定標的臓器毒性反復投与 Specific Target Organ Toxicity-Repeated Exposure, STOT-RE” 分類 (欧州 CLP 規則にもとづく) のカテゴリー1 に相当する用量以下で内分泌攪乱に関連した重大な有害影響がおこる。

*参考: 英国 CRD でも同様の記事が発表された。

ヒト健康に関する内分泌攪乱物質の規制上の定義についての独英共同提案

Joint DE - UK proposal for a regulatory definition of an endocrine disrupter in relation to human health

Issued: 18 May 2011

<http://www.pesticides.gov.uk/approvals.asp?id=3034>

● オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所: National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 砂地の最上部地下水の硝酸濃度と農業政策の影響: 1992~2009年の減少の可視化

Nitrate concentrations in the uppermost groundwater of the sandy region and the influence of agricultural policy: Visualisation of decrease in the 1992-2009 period

2011-05-19

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/680717020.html>

オランダの砂地の最上部地下水の硝酸濃度が 150 から 65 mg/L と 1992～2009 年の間に半分以下に減少した。この減少は、肥料や堆肥の使用を削減するようにしたオランダの農業政策による。

本調査はミネラル政策モニタリング計画 (Minerals Policy Monitoring Programme) の一環として RIVM が実施したものであり、オランダのミネラル政策では、地下水中の硝酸濃度を 50 mg/L 以下にしようとしている。

2. 地方公衆衛生サービス向け環境健康ガイドライン：室内環境の水銀と健康

Environmental health guideline for Municipal Public Health Services : Mercury in the indoor environment and health (本文オランダ語)

2011-05-19

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/609300021.html>

大部分の水銀含有製品の販売は禁止されているが、古い装置が壊れて水銀が流出する可能性がある。流出した水銀に気が付かないまま低濃度長期暴露される可能性がある。そのため、本ガイドラインを作成した。本ガイドラインは地方公衆衛生サービスの従事者向けに作成されたものであり、政策に必要なバックグラウンド情報や水銀の評価方法の提供を目的にしている。

● フィンランド食品安全局 (Evira/ Finnish Food Safety Authority)

<http://www.evira.fi/portal/en/evira/>

1. EU Fish II -バルト海の重要な汚染物質

EU Fish II – key environmental pollutants in Baltic fish

30.05.2011

http://www.evira.fi/portal/en/food/current_issues/?bid=2521

EU Fish II プロジェクトでは、多くのバルト海の魚 (スズキ perch、pike-perch、シロマス vendace、カワミンタイ burbot、カワカマス pike、ホワイトフィッシュ whitefish、タラ cod、スプラット sprat、ローチ roach) は週に 2 回食べても安全であることを確認した。湖の魚や養殖魚はさらに有害物質濃度が低い。

ダイオキシン、PCB、PBDE、パーフルオロ化合物、有機スズなどを調査したところ、魚に含まれるこれらの濃度は低かった。

* 報告書 : EU-kalat II, Itämeren kalan ja muun kotimaisen kalan ympäristömyrkyt: PCDD/F-, PCB-, PBDE-, PFC ja OT-yhdisteet (フィンランド語)

<http://www.evira.fi/portal/fi/evira/julkaisut/?a=view&productId=247>

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. FDA は早産児に **SimplyThick** を与えないよう警告

FDA Warns Not to Feed SimplyThick to Premature Infants

Page Last Updated: 05/22/2011

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm256250.htm>

FDA は、37 週より早く生まれた早産児に、**SimplyThick** と呼ばれる増粘剤を与えないよう警告する。小腸に炎症や致命的な症状を誘発する可能性がある。

小腸の組織が炎症をおこして壊死する壊死性腸炎(NEC)をおこした乳児の報告があった。**SimplyThick** は燕下困難の際に使用する増粘剤で米國中の薬局などで販売されている。燕下に問題のある乳児がミルクや食べ物を飲み込みやすくするために加えられる。

最初の副作用は 2011 年 5 月 13 日に FDA に報告された。2 つの症例をもとにさらに新生児医療専門家のネットワークを使用して調査したところ、これまで **SimplyThick** の使用に伴う 15 例の NEC が同定された。そのうち 2 例が死亡した。NEC は乳児が早産で生まれて入院中の早期におこる場合が最も多く、退院して家庭に戻ってから発症する症例が多発するのは異常である。現時点で当該製品の何が原因であるかは不明で、FDA が調査中である。本ウェブサイトには製品パッケージの写真が掲載されている。

* **SimplyThick** に関する Q&A

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm256253.htm>

* 参考 : FDA の警告を受けてヘルスカナダでも当該製品について助言を発表している
"Simply Thick" May Be Linked to Illnesses in Premature Infants in the U.S.

May 20, 2011

http://www.hc-sc.gc.ca/ahc-asc/media/advisories-avis/_2011/2011_72-eng.php

2. **Globe All Wellness** 社は表示されていない医薬品成分を含むダイエットサプリメントを自主回収

Globe All Wellness, LLC Issues a Voluntary Recall of Dietary Supplement Found to Contain an Undeclared Drug Ingredient

May 24, 2011

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm256649.htm>

FDA の検査の結果、痩身用サプリメント **Slim Xtreme** ハーブ痩身カプセルには表示されていないシブトラミンが含まれることが確認されたため、自主回収を行っている。

3. FDA は執行や法令遵守活動をオンラインで情報開示

FDA to make enforcement and compliance activities accessible online

May 26, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm256875.htm>

FDA の査察や裁判関連情報をオンラインでアクセスしやすくする。以下のサイトを参照。

Information about FDA Compliance and Enforcement Actions

<http://www.fda.gov/AboutFDA/Transparency/TransparencyInitiative/ucm254426.htm>

4. 限定的健康強調表示：100%乳清タンパク質部分加水分解乳児用ミルクとアトピー性皮膚炎のリスク削減

100% Whey-Protein Partially Hydrolyzed Infant Formula and Reduced Risk of Atopic Dermatitis

May 24, 2011

<http://www.fda.gov/Food/LabelingNutrition/LabelClaims/QualifiedHealthClaims/ucm256731.htm>

2009年5月に Nestlé Nutrition から申請のあったミルクの健康強調表示申請。

ネスレの申請は、「乳児の栄養には母乳が最良である。母乳のみで育てられていない乳児にとって、最新の臨床研究によると、アレルギーの家族歴のある健康な乳児に 100%乳清タンパク質部分加水分解乳児用ミルクを普通のウシ乳タンパク質を含むミルクの代わりに与えると、乳児期に最もよく見られるアレルギー性疾患であるアトピー性皮膚炎の発症リスクを 1 才までまたは最大 3 才まで削減する可能性がある。部分加水分解ミルクは既存のアレルギー症状を治療するためのものではない。もし赤ちゃんが既にミルクアレルギーであることが疑われたり、既にアレルギー治療用のミルクを与えている場合には医師の指示に従う必要がある。」というものであった。

それに対し、FDA が科学的エビデンスを検討し、限定的健康強調表示として適切だと認めた文言は次の通りである（下線部は特に強調した部分）。

「母乳のみで育てられていない、アレルギーの家族歴のある健康な乳児へ、100%乳清タンパク質部分加水分解乳児用ミルクを普通のウシ乳タンパク質を含むミルクの代わりに生後 4 ヶ月まで与えることは、アトピー性皮膚炎の発症リスクを 1 才までまたは最大 3 才まで削減する可能性を示唆する極めて少ない科学的根拠がある（あるいは科学的根拠はほとんど無い little または very little）。部分加水分解ミルクは、既にミルクアレルギーのある乳児に与えてはならない。アレルギーが疑われる、あるいはアレルギー治療用のミルクを与えている場合には赤ちゃんの世話やミルクの選択は医師の監督下で行うべきである」

● 米国疾病予防管理センター（US CDC : Centers for Disease Control and Prevention）

<http://www.cdc.gov/>

1. MMWR

10 の公衆衛生上の大きな成果 米国 2001～2010 年

Ten Great Public Health Achievements --- United States, 2001—2010

MMWR May 20, 2011 / 60(19);619-623

http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm6019a5.htm?s_cid=mm6019a5_w

20 世紀に米国人の寿命は 1900 年の 47.3 才から 2000 年の 76.8 才まで 67% 増加した。1999 年に MMWR はこの改善に貢献した 10 の公衆衛生上の成果を特集した一連の報告を公表した。本報告は 21 世紀の最初の 10 年の進歩を評価したものである。ただし、記載した順番は順不同。

- ワクチンで予防できる病気：患者数、入院、死亡及び経費が減少した。特に肺炎球菌ワクチンとロタウイルスワクチンの寄与は大きい。
- 感染症予防とコントロール：結核と HIV の患者数が減少した。
- タバコ対策：2009 年の喫煙率は成人 20.6%、若者 19.5% で 10 年前の 23.5% と 34.8% より減少したが、近年低下速度が鈍っている。
- 母子保健：葉酸強化義務化で神経管欠損の新生児が減少した。
- 自動車安全：乗り物や道路の安全対策強化で事故が減少した。
- 心血管系疾患予防：高血圧、コレステロール、喫煙対策で年齢調整冠動脈疾患と脳梗塞死亡率が、10 年で 10 万人あたり 195～126 から 61.6～42.2 まで減少した。
- 職業安全性：例えばベーリング海の蟹漁での漁師の死亡が 10 万人あたり 770 から 260 に減少した。
- がん予防：エビデンスにもとづいた助言などにより大腸がんによる死亡等が減少した。
- 子どもの鉛中毒予防：鉛中毒予防法などが拡大した。
- 危機管理

* 報告書：Ten Great Public Health Achievements — United States, 2001—2010

http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm6019a5_addinfo.htm

● 米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. USDA/AIA の 2010/2011 冬期のミツバチ消失調査報告書

USDA/AIA Survey Reports 2010/2011 Winter Honey Bee Losses

May 23, 2011

<http://www.ars.usda.gov/is/pr/2011/110523.htm>

2010/2011 冬期における、全国の養蜂ミツバチコロニーの全ての原因による消失は 30% だった。この結果は過去 4 年間と同程度である (2009/2010 冬 34%、2008/2009 冬 29%、

2007/2008 冬 36%、2006/2007 冬 32%)。

ミツバチコロニーの消失が増加していないことは、事態が悪化していないという意味で喜ばしい。養蜂家は平均 13%までの消失が経済的に許容できると報告している。

●米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. FTC は「無料試用」で消費者を欺くオンライン販売業者を告発

FTC Charges Online Marketers with Scamming Consumers out of Hundreds of Millions of Dollars with 'Free' Trial Offers

05/17/2011

<http://www.ftc.gov/opa/2011/05/jessewillms.shtm>

FTC は米国、カナダ、英国、オーストラリア、ニュージーランドの消費者に、無料の試用で勧誘し、4 億 5000 万ドル以上もだまし取った詐欺を告発した。この事例は、アサイーベリー痩身用錠剤及びレスベラトロールサプリメントなどの各種製品の無料の試用に申し込むと、送料だけ負担などといっておく僅かな料金の支払いのためにクレジットカード番号を聞き出し、その後、購入に合意していない製品の代金を毎月取られるという仕組みである。

●アメリカ会計検査院 (US GAO: United States Government Accountability Office)

<http://www.gao.gov/>

1. 水産食品の安全性 : FDA は輸入水産食品の監視を強化し限られたリソースをより効果的に活用する必要がある

Seafood Safety: FDA Needs to Improve Oversight of Imported Seafood and Better Leverage Limited Resources

<http://www.gao.gov/products/GAO-11-286>

米国へ輸入される水産食品の約半分は養殖魚である。養殖される魚は細菌感染する可能性があるため、養殖業者が抗生物質などの動物用医薬品の使用を求めきつかけとなる可能性がある。いくつかの動物用医薬品は発がん性や抗生物質耐性を生じる可能性があることから、FDA は未認可の動物用医薬品の残留について水産食品の安全性を確保するよう取り組み、米国海洋水産局 (NMFS : National Marine Fisheries Service) は要請により検査を行っている。2009 年、FDA 及び NMFS は、水産食品の監視強化と検査結果の活用についての覚書に調印した。

これを受けて、GAOは輸入水産食品の安全性に関する監視状況を評価するよう要請された。評価項目は次の2つである。1) FDAの計画は未認可の動物用医薬品の残留について輸入水産食品の安全性を確保できるのか、2) FDA及びNMFSは2009年覚書を実践しているかについてである。

FDAの監視計画は、特にEUと比較して、未認可の動物用医薬品の残留について輸入水産物の安全性確保は弱いレベルである(limited)。FDAの計画では、外国の水産加工業者や輸入業者の検査を行い、一般的にはHACCPを義務づけるのみである。検査はFDAの検査員が業者から提出された記録書を確認するもので、一般的に養殖場の視察はしない。他に、サンプリング計画も限られており、検査の実施状況も効果的ではない。2006～2009年次計画では全ての輸入水産食品の約30%を検査する目標だったが、2009年次は約0.1%であった。FDA及びNMFSとの覚書の実施についてもあまり進歩が見られていない。

GAOは、FDAが輸入水産物の安全性をさらに確保するために他の団体が行っている対策の実行可能性を検討し、輸入サンプリング計画を強化し、NMFSとのさらなる協力のもと限られたリソースをより効果的に活用することを推奨する。

●ニュー YORK市保健精神衛生局

(NYC DOHMH : New York City Department of Health and Mental Hygiene)

<http://www.nyc.gov/html/doh/html/home/home.shtml>

1. 医師向け健康助言 第7号 : ある種のアーユルベーダ医薬品に関連する鉛中毒

2011 Health Advisory #7 : Lead Poisoning Associated With Certain Ayurvedic Medicines

http://www.rcms.org/blog/wp-content/uploads/2011/05/Lead_Ayurvedic_052511.pdf

最近のニュー YORK市の成人2人の鉛中毒の症例は、輸入アーユルベーダ *Pregnita*、金と真珠入り *Vasant Kusumakar Ras* および *Mahashakti Rasayan* の使用と関連する。

患者には処方薬と非処方薬の使用について尋ね、アーユルベーダやハーブ、その他代替医療製品を使用している場合には、血中鉛やその他の重金属濃度を調べることを検討すること。

症例1 : 30才の妊娠女性。妊娠によるつわり用にとインドの医師が処方した *Pregnita* という錠剤に、12,000ppmの鉛が含まれていた。患者は1日1～2錠を約4ヶ月使用した。患者の血中鉛濃度は64 μ g/dLであったが、キレート剤治療を受けて9週後は21 μ g/dLになった。新生児の血中鉛濃度は23 μ g/dLであった。

症例2 : 40才の女性で、血中鉛濃度は33～55 μ g/dLであった。糖尿病と虚弱用にと2種類のアーユルベーダ各1錠ずつを毎日、5ヶ月間使用した。金と真珠入り *Vasant Kusumakar Ras* には鉛29ppm及び水銀31,000ppmが含まれ、*Mahashakti Rasayan* には鉛9,400ppm、水銀70,000ppm及びヒ素1,700ppmが含まれていた。キレート剤治療後

の血中鉛濃度は $9 \mu\text{g/dL}$ であった

●カリフォルニア州 OEHHA (Office of Environmental Health Hazard Assessment)

<http://oehha.ca.gov/>

1. サンフランシスコ湾の魚介類の摂取のためのガイド

A GUIDE TO EATING SAN FRANCISCO BAY FISH AND SHELLFISH

05/23/11

http://oehha.ca.gov/fish/nor_cal/2011SFbay.html

各魚の水銀や PCB、DDT 等の汚染物質濃度を測定した結果から、各年齢集団ごとの魚介類の摂取についての助言を更新した。

メチル水銀 (非発がん影響) の濃度については、妊娠可能な女性と子どもは 0.440 ppm を超えるものは摂取しない、その他の人も 1.3 ppm 以上は摂取しないよう助言している。

●カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 穀物ベースの製品の製造業者と輸入業者向けアレルギー表示情報

Allergen Labelling Information for Manufacturers and Importers of Cereal Grain-based Products

OTTAWA, May 20, 2011

<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/labeti/allerg/20110520inde.shtml>

ヘルスカナダによる小麦以外の穀物に少量の小麦が含まれる可能性についての注意喚起を受けて、CFIA は、カナダの穀物ベースの製品の製造業者及び輸入業者に対し、オート麦や大麦などの穀物を含む製品について、小麦も極微量含まれる可能性があることを消費者へ伝えることを推奨する。

2. カナダ政府は貝毒に対するより迅速な新規試験法を採用

Government of Canada Implements New, Faster Testing Method For Shellfish Toxins

May 25, 2011

<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/newcom/2011/20110525e.shtml>

CFIA は、麻痺性貝毒の新規検出・定量法を開発した。この試験法は、イガイ、アサリ、

カキ及びホタテに含まれる麻痺性貝毒を測定するもので、液クロマトグラフィー(LC PCOX)と呼ばれる分離法を使用し、個別毒素を分離して測定する。この検査法は 1950 年代から使われているマウスバイオアッセイに代わるものである。2011 年 3 月に AOAC 法に登録され、2011 年 4 月から CFIA の検査室で使用している。

3. 台湾食品及び飲料の DEHP 混入について

- 消費者向け助言 台湾から輸入されたある種の食品や飲料にはフタル酸ジエチルヘキシル (DEHP) が含まれる可能性がある

Consumer Advisory - Certain foods and beverages imported from Taiwan may contain Di-Ethyl Hexyl Phthalate (DEHP)

May 29, 2011

<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/newcom/2011/20110529e.shtml>

CFIA は、台湾から輸入されたある種の食品や飲料にはフタル酸ジエチルヘキシル (DEHP) が含まれる可能性があると警告する。

ヘルスカナダと協力して問題の製品を確認している。フタル酸類の健康リスクは長期暴露によるもので、現在入手できている情報からは DEHP 濃度は急性影響を及ぼすようなものではない。

- 台湾産 DEHP 混入食品および飲料：個別リコール商品の詳細

Individual Recall Details

5/28/2011

http://active.inspection.gc.ca/scripts/database/rearapp_refsubmit.asp?lang=e&ref=642

[7](#)

特定ブランドのパッションフルーツジュース、マンゴージュース、ライチジュース、パッションフルーツジャム、ダークプラムジャム。個別リコール製品リストは随時更新される。

*参考 1：台湾行政院衛生署に可塑剤汚染食品の緊急情報サイトが公表されている。
(繁体字中国語)

http://www.fda.gov.tw/content.aspx?site_content_sn=2451

食品添加物 (乳化剤)「起雲劑」に DEHP が混入したため。「起雲劑」には DEHP の他に DINP (フタル酸ジイソノニル) も検出されている。

5月29日現在の汚染食品リスト

http://www.fda.gov.tw/files/site_content/0529_産品項目表-附表_3.pdf

スポーツ飲料、果汁飲料、茶、果汁、果汁粉末等 159 社 506 製品

5月28日現在の濃度リスト

http://www.fda.gov.tw/files/site_content/0528_食品中検出塑化剤_DEHP_清單.pdf

スポーツ飲料 9.1~34.1 ppm

果汁飲料 2.4~14.6 ppm

カプセル・錠剤・粉末類（乳酸菌製品等）： 1.7~1,675 ppm

*参考2：DEHPの発がん性

<http://www.inchem.org/documents/iarc/vol77/77-01.html>

国際がん研究機関（IARC）の評価では、グループ 3（ヒトに対する発がん性については分類できない）とされている。

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 血中 Cry1Ab タンパク質と GM 食品を関連づける研究についての FSANZ の対応

FSANZ response to study linking Cry1Ab protein in blood to GM foods

30 May 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/consumerinformation/gmfoods/fsanzresponsetostudy5185.cfm>

一部のメディアが Aziz Aris と Samuel Leblanc の発表した「カナダ、ケベックの東部の町の遺伝子組換え食品と関連する母親と胎児の農薬暴露」と題する論文[Reproductive Toxicology, in press, 2011]について憶測的に報道している。

この論文は何について書かれたものか？

GM および非 GM 両方の作物に使用されるグリホサート及びグルホシネートの 2 つの除草剤と、天然に土壤細菌 *Bacillus thuringiensis sub sp. kurstaki* (Btk) が作る殺虫タンパク質 Cry1Ab について研究した論文である。このタンパク質をコードする遺伝子が、このタンパク質を作り特定の昆虫への抵抗性を持たせるために一部の GM 作物を作成する際に使用されている。さらにこのタンパク質は有機農業や慣行農業でも直接散布する農薬として広く使用されている。この論文の著者は、妊娠および妊娠していないカナダ人女性の血中や胎児の臍帯血から Cry1Ab タンパク質を検出したと主張している。

この論文の懸念は何か？

この論文には多くの方法論的および解釈上の問題点があり、知見や結論の食品安全上の妥当性に疑問がある。特に問題なのは検出方法の感受性と妥当性で Cry1Ab タンパク質が食事由来と推定するのは困難である。さらにこの論文をもとにしたメディアの報道は論文からも他の科学文献からも支持されない憶測である

Cry1Ab タンパク質は、たとえ有機農業で散布されたものを食べた場合や GM 作物由来

であるとしても、確認される Cry1Ab タンパク質の量ではヒトが食べても安全である。

2. 食品基準通知

Food Standards Notification Circular

30 May 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/notificationcircularchurrent/notificationcircular5175.cfm>

- 昆虫耐性遺伝子組換えトウモロコシ系統 5307 の新規申請
- ワイン用食品添加物としてのカルボキシメチルセルロースナトリウム (CMC) へ意見募集
- 卵及び卵製品の一次生産及び加工基準を改正、など。

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. どのような科学的研究が規制対応を促すのか？

What scientific studies prompt regulatory action?

20 May 2011

http://www.apvma.gov.au/news_media/our_view/2011/2011-05-20_studies_reg_action.php

メディアはしばしば農薬とヒト健康状態に影響する可能性を示唆する研究について報道する。これらは携帯電話や紫外線によるヒト健康影響の可能性などについてのより広範な研究の一部である。そのような記事に接したときに吟味すべきことは、根拠とその妥当性である。我々が知りたいのは、どれだけしっかりした根拠にもとづいているのか、その知見は我々の生活にとって意味があるのかである。また政府が監視して必要な対策をとることも望んでいる。政府機関は公衆衛生上の観点からどのようにこれらの研究を評価するのか？何が対応の引き金を引くのか？

除草剤のアトラジンが先天性胃壁破裂のリスク要因かもしれないと示唆された2010年の米国の疫学研究が良い例である。

規制機関が使うのはどのようなエビデンスか？

規制担当者は意思決定の際に科学的根拠を用いる。典型的には研究結果である。しかし全ての研究が同じ質や価値を持っているわけではない。エビデンスとしての強さや妥当性についての多様な連続した研究の一端に、リスク要因との相関を示唆する疫学研究がある。このような研究の多くは本質的に推測で、たくさんのバイアスやエラーが存在する。このような研究は仮説をたてるのには有用であるが、因果関係を決めることはできない。他方

には直接的因果関係を決める実験室での研究がある。どのような研究でも一貫して他の研究者でも再現性があれば価値は高い。科学コミュニティの間に合意がある場合にもそうである。

規制担当者はたった1つの疫学研究しかない場合には慎重になり、一方、科学的コンセンサスがあって直接的因果関係が示されているようなものには常に対応する。

アトラジンと胃壁破裂？

アトラジンと胃壁破裂の関連を示唆したのは疫学研究で、出生月とアトラジンなどの農薬が使用されるシーズンとの間に極めて弱い統計学的関連があったとの報告がある。実験は行われておらず、どのようにアトラジンが胃壁破裂を起こすのかというメカニズムも説明されていない。他の疫学研究ではドラッグの使用や母親の年齢、喫煙、性的パートナーが複数いること、医薬品の使用など様々なリスク要因が指摘されている。これらとの相関の方がアトラジンより強い。しかし最も強力なのは何十年にもわたる数千の実験結果からアトラジンに先天異常誘発性はないという科学的合意である。従って APVMA はこの研究を検討したが、現在の管理方法に変更はしないことを決定した。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 肉 4 検体が安全性検査に不合格

4 meat samples fail safety check

May 19, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/05/20110519_141805.shtml

167 検体について安全性検査を実施したところ、4 検体（牛 3 検体、豚 1 検体）から微量の二酸化硫黄が検出された。

2. ちまきは安全性検査に合格

Dumplings pass safety tests

May 24, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/05/20110524_125330.shtml

最近検査した 95 検体のちまきは、微生物検査及び化学検査で合格だった。

3. 台湾食品及び飲料の DEHP 混入について

- エネルギードリンクに警告 (Alert issued on Taiwan energy drinks)

May 25, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/05/20110526_103437.shtml

可塑剤のフタル酸ジエチルヘキシル (DEHP) の混入がある可能性があるため、Young

Energy Source Co., Ltd.社の Speed Sports Drink レギュラー及びレモン風味、Dong Nung 1000 Sports Drink の 3 種を摂取しないよう警告する。

- カルシウム錠剤回収 (Calcium tablets recalled)

May 27, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/05/20110527_141657.shtml

Cerebos 社 (HK) は Brand の Calcium Grow チュワブル錠剤をリコールしている。台湾の製造業者が香料として使用していた粉末イチゴジュース及び粉末ヨーグルトが、供給業者から DEHP 汚染があると伝えられたためである。製品の写真は本ウェブサイト参照。

- 台湾食品のチェック強化 (Taiwan food checks bolstered)

May 29, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/05/20110529_170908.shtml

食物衛生署の York Chow 博士は、台湾産食品の検査を強化すると発表した。台湾当局からの情報によると、汚染は食品成分の広範囲にわたり、飲料のみではなく医薬品も関係する。

- 汚染飲料禁止 (Contaminated drinks banned)

May 30, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/05/20110530_182912.shtml

食物環境衛生署は、台湾当局から発行された安全性証明がない限り、台湾産の 2 種類のエネルギードリンクの輸入や販売を 5 月 31 日正午から禁止する。製品名は Young Energy Source 社製の Speed Sports Drink のレギュラー及びレモンである。

食品安全センターが 30 検体以上の台湾産エネルギードリンクを検査し、これまで結果が得られた 9 検体のうち 3 検体は問題がなかったが、問題の 2 種類のエネルギードリンク 6 検体から過剰量の DEHP が検出された。写真と動画は本ウェブサイト参照。

4. 魚から微量の I-131 が検出された

Trace iodine-131 detected in fish

May 27, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/05/20110527_212129.shtml

Castle Peak 魚卸売り市場の grey mullet から微量の I-131 が検出された。過去 24 時間以内に 15 検体の魚を検査し、grey mullet から 7.7 Bq/kg の I-131 を検出した。これはコーデックスのガイドラインレベル 100 Bq/kg を超過していない。

このような低レベルの放射能を含む魚を普通に食べても消費者に健康リスクはない。衛生署は事態の監視を継続する。

-
- 韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 日本原子力発電所関連食品医薬品安全庁対応及び管理動向

2011.05.12

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=15040&cmd>

[≡v](#)

食品医薬品安全庁は、日本産食品の輸入件数が、5月以降は1日平均30件であり4月の197件に比べて約7分の1に減少したと発表した。日本産食品の輸入量も5月以降は1日平均75トンで4月の293トンに比べて74%減少した。特に、農林産物については5月以後1件も輸入されていない。

これは5月1日から日本政府が発行する証明書提出の義務化、輸入時には毎回精密検査が必要になるなど、日本産食品に対する検査措置を強化したためと考えられる。同時に国内の消費者が日本産食品を避けていることも影響している。

食品医薬品安全庁は、日本産食品の安全性確保のために発表した乳幼児食品の基準100Bq/kg以下を、規則として新設する予定である。

また、日本から輸入された食品添加物であるアルギン酸製品1件から、セシウムが41.9 Bq/kg (134Cs : 19.4 Bq/kg, 137Cs : 22.5 Bq/kg) が検出された。これは基準値 (370 Bq/kg) 以内であるが、輸入業社が全量 (1,000 kg) を自主的に日本に返送する予定である。

2011.05.13

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=3&seq=15056&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、2011年5月12日から日本の福島県産の竹の子を暫定的な輸入停止措置の対象にすると発表した。これは日本政府が出荷制限の対象にしたためである。

2. 海外インターネット販売の性機能改善製品に注意喚起

2011.05.18

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=15103&cmd>

[≡v](#)

食品医薬品安全庁は、海外インターネットなどで販売される性機能改善、ダイエット、筋肉強化などを標榜する34製品に対し、3～4月に集中的に検査した結果、米国産「Maxidus」など19製品から食品に使用が禁止されたシルデナフィル、ヨヒンビン、イカリイン、シブトラミンなどが検出されたと発表した。当該製品の販売サイトについて、放送通信審議委員会に接続遮断要請するとともにインターネットプロバイダー各社に広告禁止を要請する。

3. 流通食品のベンゾピレンは安全な水準

汚染物質課 2011.05.13

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=3&seq=15055&cmd=v>

食品医薬品安全庁安全評価院は、流通食品のベンゾピレン汚染実態を調査した結果、食

品からのベンゾピレンによる有害影響はほぼない水準だと発表した。

この研究は2010年1月から11月まで国内で流通する食品及び魚肉100件、特殊用途食品類30件、水産物70件など計200件の汚染実態を調査した結果である。ベンゾピレンは食品の高温調理・加工時に食品成分から自然に生成される有害物質で、暴露量評価が必要であると言われていた。

検出値：検出された量は基準値以下であった。

薫製食肉 不検出～2.87 $\mu\text{g/kg}$ 、薫製魚肉 不検出～2.87 $\mu\text{g/kg}$ 、特殊用途食品類 不検出～0.40 $\mu\text{g/kg}$ 、魚類 不検出～1.70 $\mu\text{g/kg}$ 、貝類 0.29 $\mu\text{g/kg}$ ～ 9.16 $\mu\text{g/kg}$ 、頭足類 不検出～3.07 $\mu\text{g/kg}$ 、甲殻類 不検出～2.30 $\mu\text{g/kg}$ 。

暴露量：

韓国民が食品から摂取するベンゾピレンの1日平均暴露量は、37 ng/人/日で外国の暴露量に比べて低かった。

4. 農産物の重金属について安全管理を強化する

食品基準課 2011.05.13

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=3&seq=15054&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、消費量が多い農産物24種に対して適用していた重金属基準を、全ての農産物に拡大・適用する「食品基準及び規格」改正案を準備し、行政予告すると発表した。

そのため全ての農産物をコーデックス委員会のように8品目に分類し、鉛とカドミウム基準（果実類除外）を適用する。また、今回の改正案では、幼児用食品に対する放射能基準としてヨウ素131の基準（100 Bq/kg以下）新たに設定される。牛乳及び乳加工品の基準は150 Bq/kgから100 Bq/kgに強化される。さらに原乳及び牛乳類の鉛基準や一部の加工食品（ジャムゼリー、食用油脂）にも重金属基準が新たに設定される。

●シンガポール農畜産食品局（AVA：Agri-Food Veterinary Authority of Singapore）

<http://www.ava.gov.sg/>

1. AVAは台湾産「サンライトブランド」の飲料の輸入を一時停止

AVA Suspends Import of “Sunlight Brand” Beverages Manufactured in Taiwan

http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/9253E7B2-E57D-4992-982C-1304E73748D6/19115/PressRelease_AVAsuspendsimportofSunlightbrandbever.pdf

台湾産飲料にフタル酸ジエチルヘキシル（DEHP）汚染があるとの報告を受け、AVAは台湾産飲料の検査を行った。これまで13ブランド26検体の検査を行い、1検体、サンライトブランドのスターフルーツジュースが検査に不合格だった。AVAはこの製品を輸入停止とし、輸入業者に回収を命じた。

DEHP の TDI は EU では 0.05 mg/kg 体重/日に設定されている。これは体重 60kg の成人なら最大 3mg、30kg の子どもなら 1.5 mg まで生涯にわたり毎日摂取しても健康上に意味のあるリスクはないことを意味する。さらにこの TDI には安全係数として 100 が含まれているため、消費者が時にこれ以上を摂取しても健康リスクは低いと考えられる。検出された DEHP の量では、スターフルーツジュースは毎日成人なら 420 g、子どもなら 210 g 飲み続けても健康上意味のあるリスクはない。しかしながら消費者にはこの製品を廃棄するよう助言する。

AVA は事態を監視している。飲料の他に台湾産のジャムやゼリーについても検査している。検査結果はウェブで公表する。検出された製品の写真及び検査に合格した製品のリストを掲載している。

● シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority)

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. HSA は「メタボリックアドバンテージ」に規制対象物質の甲状腺と甲状腺ホルモンを
発見

HSA Found Controlled Substances, Thyroid Gland and Thyroid Hormones in "Metabolic Advantage"

26 May 2011

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/news_events/press_releases/Latest/hsa_found_controlled.html

HSA は人々に対し、甲状腺の健康を増強し痩身に役立つ補完健康製品として販売されている“Metabolic Advantage”に、規制対象物質である甲状腺と甲状腺ホルモンが確認されたことについて警告する。甲状腺と甲状腺ホルモンは医師の監視無しに使用すると有害影響があり得る強力な物質である。現時点で被害報告はない。

製造業者は米国の“Enzymatic Therapy, Inc.”、販売業者は M/S Fu Fong Trading Pte Ltd/ Protos Trading Pte Ltd である。

製品表示には、甲状腺 (チロキシンプリー) 8mg と書いてあった (PDF ファイル参照)。

http://www.hsa.gov.sg/publish/etc/medialib/hsa_library/corporate/press_release_2011.Par.22191.File.tmp/HSAPressRelease-HSAFoundControlledSubstancesThyroidGlandAndThyroidHormonesInMetabolicAdvantage-26May11.pdf

● インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)

<http://www.fssai.gov.in>

1. Bt ナスの一部放出は「汚染し認可される」：専門家

Partial release of Bt Brinjal is 'contaminate and get approval': Experts

Fnbnews, Wednesday, May 25, 2011

http://www.fssai.gov.in/DailyNews.aspx?RequestID=KKU4KktKk43s0tksUHS_doAction=True#Partialrelease

最近の遺伝子組換え承認委員会（GEAC）で、インドにおける遺伝子組換えナスの商用栽培に関する議論が再び沸騰した。16人中11人が会議に参加し、そのうち M Bhargava 博士のみがいかなる類の放出にも反対であった。委員会ではさらなる試験は必要ないという主張が強くなされたが、環境大臣や AYUSH（アーユルヴェーダ、ヨガ、ナチュロパシー、ユナニ、シッダ、ホメオパシー）局などが懸念を表明している。

● その他

米小児科学会

1. 臨床報告 子どもや青少年にスポーツドリンクやエネルギードリンクを与えることは適切か？

Clinical Report—Sports Drinks and Energy Drinks for Children and Adolescents: Are They Appropriate?

Published online May 29, 2011

<http://pediatrics.aappublications.org/content/early/2011/05/25/peds.2011-0965.abstract>

スポーツドリンクとエネルギードリンクは全く異なるものであるが、様々な場面で子ども達や青年に不適切に宣伝されている。エネルギードリンクのカフェインを含む刺激物は子どもには適さず、スポーツドリンクでも高カロリーのものを大量に飲むのは肥満リスクを増加させる可能性があって望ましくない。（本文オープンアクセス）

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室